

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日 時 平成19年11月29日(木)午後1時30分

第2 場 所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

宇和島正美委員, 勝山浩嗣委員, 加登田恵子委員, 西村寿美雄委員,  
野中百合子委員, 福田廣委員, 安原清藏委員(委員長)

[オブザーバー]

山崎正秀事務局長, 池村嘉浩首席家裁調査官, 刀禰紘道首席書記官

第4 議題

1 委員長あいさつ

2 新任委員自己紹介

3 意見交換

テーマ「年金分割を含む離婚調停の運営について」

4 委員長あいさつ

第5 会議経過

1 委員長からあいさつがあった。

2 新任委員である宇和島委員から自己紹介があった。

3 意見交換等

(委員長)

本日の意見交換のテーマは、「年金分割を含む離婚調停の運営について」である。始めに、「離婚時の年金分割制度の概要」と「熟年離婚の現状」について、続いて、「離婚調停の流れ」と「調停における家庭裁判所調査官等の役割」について説明をさせていただきたい。

## 【プレゼンテーション】

吉兼次席家裁調査官及び山野主任書記官から，本日のテーマについてプレゼンテーションがあった。

## 【意見交換の概要】

[ : 委員長 : 委員（委員長を除く。） : オブザーバー

: 説明者（吉兼次席家裁調査官又は山野主任書記官）]

年金分割請求が少ない理由は何か。年金分割の対象となっていない1号被保険者を除くと，年金分割の申立てがある割合が上がるのではないか。また，離婚時年金分割制度を家事調停の申立人が知らないということはないか。

家事相談のときに，年金分割の説明を行っている。年金分割の申立てをするのは，自営業者が少なく，圧倒的に会社員の家庭が多い。また，離婚調停の申立ては若い夫婦の場合が多く，婚姻期間が短く，年金分割の申立てを考えない事例が多い。

離婚時年金分割制度の導入による離婚調停の増加の見込みの予想は，2月ころにマスコミ等が空騒ぎをしただけなのかと思う。調停の件数が増えていないのが，意外な気がする。

調停の当事者には，妻が働いている場合もある。確実に取れる夫に対しては申立てがある。申立書の男性の職業欄を見ると無職と記載があったり，サラ金等から金を借りたりしていて，経済力がない人が多い。そのため，年金分割の申立てが少ないところもある。

家事相談で年金分割を説明するとき，どのような感じなのか。

若い人の場合，年金分割のための情報通知書をもらう手続が面倒という人もいる。熟年離婚に限定すれば，年金分割の申立ての割合が高くなると思う。

年金分割については，離婚後2年間は請求できるので，調停の合意の際に十分に検討したうえで申し立てるかどうかが決めるというケースが結構多い。

年金分割については，調停の最後の場面で年金分割をどうするのかを必ず

確認している。後日請求される可能性があれば、念のために、「お互いに今回決めたこと以外に債権債務がない。」旨の清算条項を入れないようにしている。

また、若い方の場合には、申立書の年金分割請求の事項に丸印を付けてもらっても、婚姻期間が1、2年では大した金額にはならない。

昨年度までの調停の場合、年金はどのように扱っていたのか。

財産分与で決めるケースもあった。調停では、年金分割は権利性がないので、直接には出てこなかった。触れないでやってきた。

3号分割の方が明確で、分かりやすい気がする。

調停の態勢等も含めて御意見をお聴きしたい。

調停委員をしているが、私が関与した事件では熟年離婚は多くなかった。私が関与した事件で、年金分割に思入れが強い場合は少なかった。離婚があって、その後、付随して年金分割が出てくるという感じである。年金分割自体が離婚件数の増減の原因ではないと思う。

情報通知書の所管は社会保険庁であるが、しっかり算定され、管理されていないと困るなあとと思う。熟年離婚については、学生の親が年に1、2例離婚することがあり、割と身近に感じている。年金は65歳から支給されるので、40～50代の離婚では直接的にはあまり関係ない。将来のことを考えると、収入が少ない方には、安心材料には多少なる。50代で別れた場合には、学費等で緊急に困るため、奨学金とかが問題となる。年金分割が一番有効なのは、60歳の女性ではないかと思う。それらの人は、パートの収入に何らかのプラスのお金がないと生活できない。それを考えると、65歳まで辛抱できる目途があるところには多少有効かもしれない。しかし、金額も多くないので、最終的な安心にはつながりにくいと思う。

離婚するとすぐ年金がもらえる年代には効果的だが、逆に年金分割をすると、夫婦二人とも困窮状態となってしまう。有効であるが生活水準を下げる

ことになり、込み入った関係かなと思う。70代の離婚の場合には、介護負担や認知症で会話ができなかったり、折り合いがつかなくなったりする場合が問題となる。財産分与とか経済的負担の均等化だけでは解決しない場合が多い。年金分割は、主婦にとっては、将来の多少の安心材料と今までの婚姻期間の貢献を示すものということで、心理的な面で効果的だと思う。

離婚調停の大幅な増加がないのは、若い人で金額が少ないことと不況やリストラが原因だという説明があった。離婚には生き直す、よりよく生きるという面があり、年金分割という経済的な理由で離婚を止まらせているのかどうかは分からない。

分割割合が0.5ということが原則となっている。それを踏まえて、調停の中では、調停委員に0.5が原則であると説明をしてもらっている。財産分与と年金分割の双方を細かく調整している場合であっても、年金分割の割合は0.5が原則であるという話をすると、年金分割の割合にこだわらず、財産分与だけを調整することになった事例もある。

50代の場合には、分割割合が0.5で決まる方向である。年金をもらっている年代では、半分では生活できない、自分の生活はどうなるのかということになり、現実的な範囲、すなわち、割合が低いところで合意することもある。そのときには、裁判所から0.5が原則であるとは言えない。

調停の中で、精神的、メンタルに問題がある方がいる。そのために裁判所には精神科医である技官や看護師の資格を持った者がおり、調停の中で病状を見極めながら進めることになる。そういう状況の中で充実した調停を行うための方策について御意見を伺いたい。

調停の事例の中には、後期高齢者（75歳以上の高齢者）で、老人性うつや認知症の者がおり、医療対象の場合もある。夫が自殺するかもしれないので離婚をしないように諭すだけでなく、高齢者のメンタルヘルスにつなげることができればよいと思う。そうでなければ、双方が潰れてしまう。精神

保健相談機関に調査官が繋いでもらえば、現実的な調停ができると思う。

地域の関係機関との連携は調査官の職務となっている。市の福祉課等を利用するようにとか伝えている。場合によっては、その橋渡しを調査官が行う必要もあると思う。そのようなことに注意をして関わっていききたい。

そのような場合に、周りの働きかけということで誰がケアできるのか。

ヘルパーとか他人が夫婦の間に入ってあげることが重要である。夫が妻に全面的に頼っている場合には、できるだけ妻を休ませてあげることが必要である。四六時中一緒ではなく、ショートスティとかデイサービスを利用して夫婦が距離を置く方法もある。

申立書には、酒癖が悪いなどと記載してあるが、会ってみると、穏やかな雰囲気でも、申立人が希望するとおりに了承することがある。そのように、熟年離婚で良い方向に収束するような働きかけはどのようにすれば良いのか。

アルコール依存の方は、アルコールが切れている場合には、通常以上に優しくみえる方が多い。そのような方は、離婚が成立し、全てを清算して1人になったときにアルコール依存がひどくなって、孤立してしまわないかなと思う。1人で改心したり、悔やんだりすることになる。

アルコール中毒の場合は、そのとおりである。離婚してから、自分を責めていくようになる。

DVやアルコール依存の場合、そのような状態でないときは、通常以上に良い方が多い。DVの場合は、特に加害者に社会的に立派な人が多く、被害者の方が頼りない感じがする例がある。サポート側も騙されやすい。加害者の方が理路整然と話をし、被害者が不安定になりがちである。その辺りが難しい。

被害者の話が日によって変わっていて、求めたいことが変わってくる。被害者には、波があることを心得ておかないといけない。

高齢者の場合、社会福祉的な手当をしなければいけない事例があると思う。

年金分割については実効性があるというより、制度として、年金がある中で清算する手続を作りましょうというほうがメインと思う。年金分割が生活をサポートするということに取り上げるのは、今の段階では危険であると思う。宣伝しすぎると、過度の期待を持ち、内容が違ふと不満が募る人が出てくると思う。また、年金制度がどうなるか分からない状態で、あまり全面に出す制度ではないと思う。そのような状況の中で、分割割合を半分で行っていくのが現状であると思う。

年金分割制度の利用者が少ないのは意外である。分割割合は0.5が原則ならば、年金分割の申立ての比率が上がってもいいような気がする。十分に制度が知られていないのであれば、広報をしてもよいと思う。

広報は離婚を奨励することにもなる場合もある。できるだけ事実を提示して、国民が判断できる広報をしていく必要がある。

きちんと年金分割の制度を理解してもらう必要がある。年金分割制度が分かりにくいし、一律もらえるという感じを受ける人もいる。法の日週間などの機会に、分かりやすく繰り返し説明し、現状を知らせることが必要である。

#### 4 次回期日及びテーマ

次回の開催は、平成20年2月29日(金)午後1時30分とし、テーマは、「少年事件における被害者配慮制度について」とされた。

#### 5 最後に、委員長からあいさつがあった。

以 上